

「(仮称) 防災まちづくり推進計画」策定に向けた

支援業務委託

公 募 要 領

(公募型プロポーザル)

令和7年2月

川崎市まちづくり局

1 件名

「(仮称) 防災まちづくり推進計画」策定に向けた支援業務委託

2 履行期限

令和8年3月13日限り

3 目的

川崎市（以下「本市」という。）の国土強靱化に係る計画等の指針となる「かわさき強靱化計画」では、平成21年度の川崎市地震被害想定調査における地震による死者数減を目標としているなかで、想定している死者数は建物倒壊と火災による死者が全体の約95%を占めていることから、まちづくり分野の減災が「かわさき強靱化計画」に掲げた死者数減の目標へ非常に大きな役割を担っている。

まちづくり分野の減災対策のうち、地震火災延焼対策としては、「密集市街地の改善に向けた新たな重点対策地区の選定と取組方針」に基づき、不燃化重点対策地区及び防災まちづくり推進地区で取組を推進している。

地震火災延焼対策については、これまでの取組による知見等が蓄積されてきたところであり、また、「地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）※」等の新たな考え方が国から示されたことから、これまでの取組成果や課題等を整理し、人的・物的被害への対策（ハード対策）と地域防災力の醸成に向けた取組（ソフト対策）の両輪により、直接死の低減及び地域防災力をより一層向上することを目的として「(仮称) 防災まちづくり推進計画」（以下「本計画」という。）を令和7年度に策定する予定としている。

本委託については、本計画に位置づける各種施策の調査・分析や、本計画の策定に向けた支援を目的とする。

※「国土強靱化基本計画」（令和5年7月閣議決定）では、近年の災害からの知見として、地域コミュニティの強化により地域防災力の向上を図ることを基本的な方針の一つとして掲げている。

4 準拠すべき図書等

本業務の遂行にあたっては、契約書、川崎市委託契約約款、本仕様書等に基づくものとする。

5 業務内容

(1) 不燃化重点対策地区における密集市街地改善施策の調査・分析等

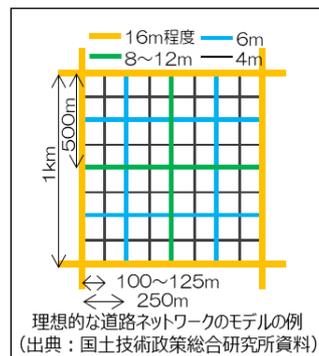
ア 各種の指標や数値の算出（令和7年9月末まで）

次の評価指標について、令和6年度末時点の値及び10年度の推計値を算出する。

- ・小田及び幸町周辺地区の全棟出火による想定平均焼失棟数
- ・小田及び幸町周辺地区の各町丁目の不燃領域率

イ 災害時に重要な道路の選定（令和7年9月末まで）

右図の理想的な道路ネットワークのモデルの例を参考に、小田及び幸町周辺地区において、災害時の避難・消火の際に重要とな



る道路を選定し、各道路の幅員、延長等を取りまとめ、防災まちづくり推進計画への掲載用の図を作成すること。

ウ 延焼クラスターの分断・縮小の調査・分析等（令和7年9月末まで）

令和6年度末時点の延焼クラスターを各地区ともに調査し、分断・縮小に向けた効果的な施策や手法等を分析すること。

エ 建築物の不燃化支援制度等の見直し（令和7年9月末まで）

これまでの支援制度等（補助制度、防災空地等）の効果検証を行い、本計画に位置づける新たな支援制度の概要を取りまとめること。

オ 本計画の見直しを見据えた支援制度等の整理（令和8年2月末まで）

本計画については、令和7年度末の策定を予定しているが、関連計画である「小田周辺地区戦略エリア整備プログラム」の令和10年度末の改定に併せて、本計画も見直すことを想定している。見直し以降の不燃化支援制度等について次の観点から方向性を取りまとめること。

- ・国の延焼遮断帯形成事業の補助金を活用した、小田周辺地区の地区計画による拡幅路線（6m）の拡幅支援制度の創設の可能性
- ・小田周辺地区及び幸町周辺地区の拡幅路線（4m）に対する支援制度の方向性
- ・耐火性能強化補助の継続の是非
- ・老朽建築物除却補助の対象の見直し（拡幅路線沿いや接道無し家屋に限るなど）
- ・国の住宅市街地総合整備事業を活用した、敷地の交換分合筆等を含めた個別建替えの支援制度

(2) 防災まちづくり推進地区における効果的な取組の調査・分析等

ア 災害時に重要な道路の選定（令和8年2月末まで）

理想的な道路ネットワークのモデルの例を参考に、防災まちづくり推進地区において、災害時の避難・消火の際に重要となる道路を選定し、各道路の幅員、延長等を取りまとめること。

イ 庁内連携に関する他都市事例の徴収等（令和7年9月末まで）

防災に関するソフト施策について、他都市の庁内連携による好事例を調査し、整理すること。

(3) 本計画の作成支援

本計画については監督員が作成するが、受注者は、地震火災延焼対策や地域主体の防災活動等の雰囲気が連想されるデザインを考案し、装丁も含めて本計画の作成を支援すること。

※装丁とは、表紙や扉などトータルにデザインすること。

(4) その他

①報告書等の作成

上記(1)～(3)について報告書にまとめること。報告書には、打合せ・各種協議記録等を含む。

②打合せ協議

受注者は、計画の策定に関わる庁内調整が円滑に進むよう、発注者の質問や資料要求等に対し、参考事例の収集及び紹介、説明資料の作成等、専門的知見に基づき支援するとともに、必要に応じて、発注者・監督員との打合せ協議を行うこと。

6 契約方式

随意契約（公募型プロポーザル方式）

7 事業規模（予算概算額）

7,700,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※上記金額は、契約時の予定金額を示すものではなく、上限を示すものです。

8 参加資格

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 「(仮称)防災まちづくり推進計画」策定に向けた支援業務委託公募要領(以下「本公募要領」という。)に定める条件及び法令を遵守し、本事業を行う資力、能力等を有する法人であること。
- (4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等または同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項または第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (6) 委託契約その他の契約を締結するにあたり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。
- (7) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について掲載されている者であること(業種コード:12 建設コンサルタント、種目コード:12 都市計画及び地方計画部門)。
- (8) 自治体が発注する「密集市街地の改善に関する業務」及び「防災計画等の策定に関する業務」の業務実績があること。
- (9) 共同企業体として参加する場合は、(1)～(8)の参加資格を有する者により結成されなければならない。

9 手続日程

募集開始	令和7年2月7日(金)
質問受付開始	令和7年2月7日(金)
質問提出締切	令和7年2月17日(月)
質問回答送付	令和7年2月19日(水)
参加意向申出書提出締切	令和7年2月21日(金)
提案資格確認結果通知書送付	令和7年2月25日(火)
企画提案書等の提出締切	令和7年3月7日(金)
プロポーザル評価委員会開催通知送付	令和7年3月10日(月)
プロポーザル評価委員会の開催	令和7年3月18日(火)
審査結果通知	令和7年3月末まで

10 担当部署

書類の提出、問い合わせ先は次のとおりです。

部署・担当者名	まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 鈴木、浅井、栗原
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎 19階
電話番号	044-200-3012
電子メール	50bomati@city.kawasaki.jp
受付時間	午前8時30分～午後5時15分（閉庁日及び正午～午後1時を除く）

11 応募手続

(1) 応募書類の配布

応募書類は、令和7年2月7日（金）から令和7年2月21日（金）までの間、市ホームページからダウンロードできます。また、10に記載の担当部署でも配布します。

必要書類	①参加意向申出書（様式1） ②8(8)に示す業務実績（概要、発注者、金額等）を記した書類※任意書式
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出締切	令和7年2月21日（金） ※当日必着

(2) 質問の提出・回答

質問がある場合は、令和7年2月7日（金）から令和7年2月17日（月）までに文書（様式自由）を電子メールで送付してください。

回答は令和7年2月19日（水）に市ホームページ「「(仮称) 防災まちづくり推進計画」策定に向けた支援業務委託に関する公募型プロポーザルについて」で公開します。

(3) 提案資格確認結果通知書の交付

「参加意向申出書（様式1）」を提出した者には、資格の有無を確認し、令和7年2月25日（火）に電子メールで「提案資格確認結果通知書（様式2）」を送付します。

※「提案資格なし」との通知を受け取った者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由の説明を求めることができます。

(4) 企画提案書等の提出

「提案資格あり」と確認された者は、次のとおり必要書類を提出してください。

必要書類	① 企画提案書：(5)に従い、当該業務の企画提案内容を記載 ② 見積書：積算根拠がわかるよう区分（業務原価、直接人件費、直接経費（積上げ計上分）一般管理費等）ごとの内訳を記載 ③ 会社概要書：名称、所在地、資本金、主な業務内容、社員数などを記載（パンフレット可）
提出部数	①：データ（PDF形式）一式 及び データを印刷したもの 1部 ②、③：原本1部
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出期日	令和7年3月7日（金）※必着

(5) 企画提案書の記載事項等

企画提案書は、A4サイズ、20 ページ以内（表紙は含めない）としたうえで、文字の大きさ等は見やすさに配慮し、次の①～⑤の項目別に記載してください。また、提案事業者の企業名を類推できる記載はしないでください。

①提案事業者及び配置する担当者の実績

提案事業者及び配置する担当者（デザイン関係も含む）の業務経歴、近年の主な類似業務の件名、発注者、受注形態、金額、履行期間、業務概要、本件の検討に有効な類似性の特徴などを記載すること。

②取組方針

業務における課題と、その課題に対処するための取組方針を記載すること。

③取組内容

委託仕様書の業務内容の各項目における具体的な取組内容を記載すること。

④業務実績を踏まえた工夫

本業務の実施にあたり配置する担当者の業務実績を踏まえて工夫した取組内容を記載すること。

⑤スケジュール・実施体制

業務実施スケジュール及び業務実施体制を記載すること。なお、デザイン関係など、業務の一部を他の事業者に再委託する予定の場合はその旨を記載すること。

12 プロポーザル評価委員会の開催

(1) 開催概要

日時	令和7年3月18日（火） ※参集時間は提案事業者ごとに異なりますので、別途、個別に通知します。
会場	川崎市役所本庁舎 18 階 1802 会議室 （所在地：川崎市川崎区宮本町1番地）
参集場所	川崎市役所本庁舎 19 階 まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 ※参集場所から会場へは担当者をご案内します。
内容	説明（プレゼンテーション）20分、質疑応答10分 ※上記時間は予定であり、参集時間の通知の際に説明・質疑応答の時間をお知らせします。 ※モニター及びHDMIケーブルの用意はありますので、使用する場合は書類提出時にご連絡ください。（パソコンはご持参ください。） ※契約後に本業務に中心として携わる人が企画提案書の作成及びプレゼンテーションを行ってください。なお、出席者は3名以内とします。

(2) 評価委員

所属
まちづくり局市街地整備部長（審査委員長）
まちづくり局総務部企画課長
まちづくり局計画部都市計画課長
まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課長
総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

(3) 評価基準

評価項目	配点
1 実施体制等	50
(1) 実施体制	10
(2) 類似業務の実績	20
(3) 実施能力	20
2 企画提案力	90
(1) 資料作成	15
(2) 実施方針	35
(3) 独自視点及び創意工夫	35
(4) 見積書の妥当性	5
3 プレゼンテーション	60
(1) 説明能力	10
(2) 質疑応答	10
(3) 担当者の能力	15
(4) 意欲	15
(5) その他	10
合計	200

※合計点が同点の場合は、「企画提案力」の得点が高い者を選定し、「企画提案力」も同点の場合は、見積金額の低い者を選定します。

13 結果通知

審査結果は、令和7年3月末日までに電子メールで「結果通知書（様式4）」を送付します。

14 その他

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しません。
- (3) 契約保証金について、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条各号に該当する場合は、免除します。
- (4) 契約書の作成は、必要とします。
- (5) 川崎市契約規則等の契約に関する条項等は、川崎市ホームページで閲覧できます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- (6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (7) 関連情報を入手するための窓口は「10 担当部署」と同じです。
- (8) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式3）を提出してください。
- (9) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。